

区域外就学の審査に係る処理基準

〔平成23年3月31日
教育長決裁〕

改正 平成29年11月16日

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）における学校教育
施行令（昭和28年政令第340号）第9条に基づく区域外就学の審査について、
必要な許可基準および事務処理手続きを定める。

(申請手続)

第2条 保護者は、教育委員会に区域外就学の申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、区域外就学願書
に、住民票または外国人登録済証明書等及び別表1に定める許可基準に応じた必要
書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、別表1に定める許可基準により審
査を行い、区域外就学の申請を許可することができる。

(照会・協議等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により区域外就学の審査を行う場合には、関係学校長
およびその関係者に対し、意見照会または事実関係の照会を行うことができる。ま
た、前条の規定により区域外就学を許可する場合には、関係教育委員会と協議する。

(許可の例外)

第5条 教育委員会は、別表2に定める理由に該当する場合は、第3条の規定に係わらず、
不許可とする。

2 前項の規定に該当する場合において、特段の配慮を要すると教育委員会が認めた
場合には、関係学校長と十分協議のうえ許可することができる。

(通知)

第6条 教育委員会は、第3条および第5条の規定により審査を行い、許可することを決
定したときは、区域外就学許可通知書により、申請者と学校長に通知するものとす
る。

2 教育委員会は、第3条および第5条の規定により審査を行い、不許可の決定をし
たときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第7条 教育委員会は、申請者が次の各号に該当する場合は、区域外就学の許可を取消す
ることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により区域外就学の許可を受けたとき。

(2) 区域外就学の許可に付した条件に違反したとき。

区域外就学の審査に係る処理基準

別表1（第3条関係）許可基準

通則 区域外就学による児童・生徒の通学方法は、身体的な事情その他やむを得ない事情がある場合を除くほか、原則として徒歩とする。

許可事由	基準	必要書類(確認方法)	対象	注意事項
1 身体的事情	①身体障害、病虚弱、慢性疾患などにより、通学距離上、最短距離の区内の学校に通学させる必要がある場合。 ②長期の通院治療のため、病院の最寄りの学校へ通学する必要がある場合。	1. 医師の診断書、障害手帳の写し等障害の程度、身体の状態等が確認できるもの 2. 世帯全員の記載のある住民票	小学校新（転）入学生及び在校生 中学校新（転）入学生及び在校生	
2 家庭の事情	①【保護者の勤務地】児童（小学生）の保護者が経営する区内店舗、その他事業所・区内の勤務先（以下「店舗等」という）での就業時刻が夜間におよび、世帯の生活圏が区内にあるため、児童への適切な監護を行うため店舗等の近くの小学校に通学させる必要があり、通学が可能な距離・時間であると認められる場合。 ②【保護者の共働き、または、ひとり親家庭】児童（小学生）の保護者が共働きまたはひとり親家庭で、保護者の就業時刻が夜間におよび、下校後または学童クラブ終了後、区内の親戚宅等で一時保護するため、その住所地の通学区域の小学校に通学させる必要があり、通学が可能な距離・時間であると認められる場合。	1. 営業許可証、勤務証明書等事実を証明するもの 2. 世帯全員の記載のある住民票 1. 営業許可証、勤務証明書等事実を証明するもの 2. 親戚等児童を保護する者の誓約書 3. 世帯全員の記載のある住民票	小学校新（転）入学生 小学校新（転）入学生	
3 区内転入予定	おおむね3か月以内または1学期以内に区内への転入が相当程度確実に予定されており、学年または学期の当初から転入予定先の指定校に通学することが望ましいと認められる場合。	1. 売買（賃貸）契約書、建築確認書の写し等転入予定先、転入予定日（家屋等引き渡し日）が確認できるもの 2. 世帯全員の記載のある住民票	小学校新（転）入学生及び在校生 中学校新（転）入学生及び在校生	
4 転出	区立学校在学中に豊島区外に転出し、住所地の指定校に通学することが児童・生徒にとって負担となる場合で、区内の学校に通学させる必要があり、通学が可能な距離・時間であると認められるとき。（住所地が区境からおおむね1kmの範囲内。ただし、小学校第6学年の児童または、中学校第3学年の生徒はこの限りではない。）	世帯全員の記載のある住民票	小学校在校生 中学校在校生	転居する前に在籍する学校長への相談が必要です。
5 卒業小学校の学区中学校への就学	豊島区立小学校を卒業し、卒業小学校の学区の中学校への入学を希望し、通学が可能な距離・時間であると認められる場合。（住所地が区境からおおむね1kmの範囲内）	世帯全員の記載のある住民票	中学校新入学生	学齢簿により、卒業予定小学校を確認します。
6 兄弟姉妹	兄姉・弟妹が区立学校在学中に豊島区外への転出を事由とする正規の区域外就学の許可を得て既に在籍しており、同一の学校に入学させることを希望する場合。（但し、兄姉が最終学年で弟妹が翌年度の新入学予定者である場合を除く。また、住所地が区境からおおむね1kmの範囲内。）	世帯全員の記載のある住民票	小学校新（転）入学生 中学校新（転）入学生	学齢簿により、兄弟姉妹の在籍を確認します。
7 上記に掲げるもののほか、区域外就学することにより特に児童・生徒の負担が生じないと認められる場合であって、区内の学校に通学させる必要があると教育委員会が認めるとき。		1. 世帯全員の記載のある住民票 2. 教育委員会が必要と認める書類		

別表2（第5条関係）許可の例外

区分	許可の例外
1 学級編制上の理由	学校施設や学校運営に支障が生じると判断される場合
2 隣接校選択制上の理由	隣接校選択制の抽選を実施した学校
3 教育指導上の理由	教育指導上、希望校の受け入れが適切でないと判断される場合